

平成 28 年 11 月 19 日

鹿児島県内の野鳥の生息地で 高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認。 防疫対策の再徹底をお願いします。

11 月に入り 北海道中標津町 で回収されたオオハクチョウや 秋田県秋田市 内で飼育され死亡したコハクチョウ（2 件）から A 型インフルエンザウイルスの抗体あるいは遺伝子等が確認されましたが、詳細は検査中でした。しかし、18 日 鹿児島県出水市 のツルの越冬地の環境中から高病原性鳥インフルエンザウイルス（血清亜型 H5N6）が分離されました。

今回確認された血清亜型は、先日お知らせした韓国国内の野鳥の糞便から分離されたウイルスと同一の血清亜型です。韓国では、その後 11 月 16 日に家きん飼養農家で高病原性鳥インフルエンザの発生が 2 件確認されています。

これまで、我が国の発生に前後して韓国において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されていることから、現在の状況は日本全国のどこの家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生してもおかしくない状況と考えられます。

改めて、家きんを飼養している皆様には 飼養衛生管理基準を順守するとともに下記の事項にさらなる注意を払い野鳥や野生動物の侵入防止に努めるように お願いします。

また、1 日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、至急家畜保健衛生所にご連絡下さい。

記

- 野鳥を侵入させないために、防鳥ネットの破れや鶏舎の破損が無いかを再度確認してください。
- 鶏舎ごとに専用の靴や衣服を置いて、よく消毒してから入って下さい。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしてください。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒してください。
- ネズミやゴキブリ等の衛生害虫の駆除をしてください。

.....
問合せ先

家畜保健衛生所 0776(54)5104

.....
嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191
.....